

公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU）第2種公認審判員

認定試験（第16回：全国統一）

試験実施日：2013年2月24日（日）：15:30～17:00（1時間30分）回答例

受験者：宗定敏文、受験地：岡山県

問1 JTU 競技規則第2章（競技者規範）の（第11条：交通ルールの遵守）をもとに、手本となる事例を示してください。さらに違反となる事例を想定し、これを示しながら、対応方法について述べてください。複数の選択が可能です。（30点）

（回答）

審判員として選手への理解と協力を求めることを目的として、ヘルメットの着用等率先して審判員が手本となる行動を行う。例として倉敷大会では、前日の受付から閉会式までの大会期間中、審判員等が自転車に乗車する場合、ヘルメットの着用を徹底している。違反となる事例として大会期間中に会場、または会場周辺の道路においてヘルメットを着用しないで競技用バイクに乗車している場面が散見される。対処方法として、違反を見つけた時点で競技者へは丁寧に大会期間中とは、受付から閉会式までであること、事故が発生したら大会の存続にも関わることを説明し理解してもらおうと共にレースナンバーを控え、複数回注意を受けた選手にはペナルティー等の厳しい指導を行う。また普段から啓発活動と競技説明会等の機会を通して競技者の安全確保とトライアスロン競技への理解度、認知度向上の視点で広く周知していくことも必要である。

問2 JTU 競技規則第6章（スイム：水泳）の（第53条：小休止）及び（第54条：緊急時の心得と合図）をもとに、これまでの審判経験（見聞を含む）からの事例を示し、どう対応したか、さらにはどう対応することが良かったなどについて述べてください。（30点）

（回答）

審判経験で二度の事故を体験した。最初の体験は、カヌーでのマーシャル業務中に競技開始から数分後、上位グループの選手の一人が平泳ぎをしているのを発見したので不自然に思い近寄り「大丈夫か？」と声かけを行うと「少し休ませてほしい」との返事があったのでカヌーを寄せて捉まって休むように伝えたところ、小休止に入って数秒後に意識が無くなった。すぐにライフセーバーにレスキューを要請し、救命措置を行った。心肺停止状態に陥り、三日間意識不明であったが、無事助けることができた。この経験から、積極的な声かけの重要性を学んだ。

二度目の体験は、平泳ぎで一生懸命に泳いでいる選手を認めたため声かけを行うと、うなずいたので安心して数分後にその選手が心肺停止状態で救助された。懸命の救助活動も実らず、その選手は五日後に亡くなった。この事故の振り返りとして二点を学んだ。一つは、声かけの方法として「大丈夫か？」は、問題がある。一生懸命競技をしている選手に「大丈夫か？」と問いかけても殆どの選手は「大丈夫」と返事をするということ。二つ目は、選手の警備は継続して行うことも大切であること。亡くなった選

手は、普段クロールで泳ぐ選手であることが後の調査で判明した。スイム競技の事故防止に向けた対策として、競技開始までのセルフチェックシート等を活用した体調の悪い選手へ出場を控えさせること、またスイム警備においては、定点監視と選手の動きに合わせた移動監視が有効であると考えられる。

問3 JTU 競技規則第8章（バイク：自転車）の（第94条：追い越しと手順）をもとに、競技の公正と選手の安全を考慮し、違反を含む各種状況を想定しながら、対応について述べてください。複数の選択が可能です。なお、ITUルールでは、ドラフトゾーンは7mから10m（ロングディスタンスでは12m）、同ゾーンへの進入制限時間は15秒から20秒に変更されています。（30点）

（回答）

バイク競技においては、一人の不安全行動が周囲の選手を巻き込み大事故につながる可能性がある。実際の大会の場面では、同レベルの選手が固まったり、バイクが得意な選手等が後方から追い上げたりすることで集団走行が発生することが多い。安全で公正な競技が行われるためには、基本となるキープレフトの徹底が重要である。そのためには、競技説明会での徹底と、競技中の選手への注意を促すことが必要である。その上でドラフトゾーン内への進入が「追い越しを試みている」状態といえるかを客観的に判断、例えば進入時間が15秒なので概ね25秒くらい観察後、ゾーンからの脱出が見られない場合は、ゾーンからの脱出を促す、さらにはドラフトゾーンへの進入が再々となる場合には、警告やペナルティーを取る必要がある。

問4 JTU 競技規則第9章ラン（ランニング）の（第103条：フィニッシュ）をもとに、各カテゴリーの大会を想定しながら、対応について述べてください。複数の選択が可能です。メディカル面、抗議の申し立て、着順確認などに触れることもできます。（30点）

（回答）

フィニッシュは、選手にとっても見る人にとっても感動の瞬間である。そのことを念頭に入れ審判業務を行うことが大切である。具体例としてカテゴリーや選手等の気持ちを意識した対応も必要である。選手権やエリート部門では、ルールに沿った厳正な対応が必要である。また一般部門においては、着順を明確にすることは必要であるが、それだけでは審判の責任を果たしたとは言えない。公正と安全を担保した上で選手等の気持ちになって家族との同伴フィニッシュ等の最大限の心配りも行うべきである。また、見ている人、メディアの視点にも配慮が必要である。サングラスを外す、ウェアを整えることも審判の業務の一環であり、選手は勿論自分自身にも意識しておく必要がある。また競技中だけでなく、競技説明会や普段からの啓発を行うことも審判業務の一環である。体制としては、複数の人員で対応することより、着順の判定やフィニッシュで倒れる選手の救護等の面で確実性と安全性が図れる。さらに記録を残しておくことも、後のリスク回避には有効であるためビデオカメラによる撮影も行っておくべきである。

問5 JTU 競技規則の全般（前述以外）から、自由に項目（複数可）を選び、選んだ理由とその背景などを交え、審判員としての考えを述べてください。選手として審判としての実体験を述べ、分析することもできます。（30点）

（回答）

トランジションエリアの競技用具の置き方（第65条）の扱いについて

トライアスロンの競技としての発展に伴いトランジションに要する時間が、レースの明暗に大きく影響するようになってきた。またトライアスロン競技が、テレビ中継される機会も増えてきている。そのような中で、トランジションエリア内での選手のマナーについて時々気になる場面を見ることがある。ヘルメットを投げる選手、バイクラックに放り投げるかのようにバイクを掛ける選手等。中には隣の選手の領域にはみ出した置き方をする選手もいる。選手権やオリンピックの放送を見ていると、マナーの悪い選手が散見される。大変残念なことである。ジュニア大会のマーシャルをしていると同様の行動を見かけることもある。ジュニア大会は、選手の育成と合わせ人間教育の場でもある。明日のトライアスロンを担う子供達にマナーを教えることもトライアスロンを広く認知してもらうためには、大切なことである。日々の啓発活動や競技説明会を通しての指導を行っていくべきである。

◎特別ポイント作文

トライアスロンの審判現場で良かったことや困ったことを示し、その理由と「どう対処したか」、また「どう対処すべきであったか」を述べてください。さらに、これらに係るコース設定や運営の改善面からの展望を述べることもできます。（追加最高30点）

（回答）

スイム競技で二度の事故を体験した。コース設定や運営面について事故から学んだことを整理すると、コース設定では競技中重大な事故が発生した場合の救助ルートを確認しておくことが重要である。競技中他の選手が競技していることも念頭に入れることも大切である。運営面では、発見から救助要請、救助、移送、ドクターへの引継ぎまでの連絡体制の整備と連携の確認を行っておく必要がある。選手に対しては、体調に異常がある場合には、出場を控えることも伝える。また競技開始後に体調に異変を感じた場合は無理をせず、小休止や救助の要請を行うことも必ず伝える。監視については、監視エリアを区切って担当区域を明確にした定点監視と一定の間隔を取って選手の動きに合わせて移動する移動監視の二通りの監視体制を取ること。事故発生時の記録を取っておくことも重要であるとの認識と警備体制の振り返りにも活用できるためビデオ撮影も行っておくべきである。マーシャルとしてライフセーバーの活用も安全性の向上に効果的な手段である。カヌーでは、救助はできないがレスキューボードのライフセーバーであれば異変にも対応がしやすい。審判資格者がライフセーバーの資格を取得することも安全の確保のためには検討すべきであると思う。（以上）